

「厳冬期の知床五湖エコツアー」安全管理規則

知床五湖冬期適正利用協議会

(目的)

第1条 この安全管理規則は「厳冬期の知床五湖エコツアー」(以下エコツアーという。)に参加する、利用者の安全を確保するために遵守すべき、事業の実施及び管理体制の方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、利用者の安全確保を図ることを目的とする。

(安全の確保)

第2条 実施主体の知床五湖冬期適正利用協議会「以下協議会という。」は、事業の実施にあたって、協議会構成員の知識及び技能を総合的に活用して、安全の確保に努めなければならない。

(協議会の責務)

第3条 協議会は、利用者の安全の確保に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 安全確保を最優先したツアーを統括管理すること。
- (2) 引率指導者及びその所属事業所に対し安全第一の意識を徹底させること。
- (3) 事業の実施及び管理の状況について、随時確認を行い、必要な改善措置を講じること。

(事業所の責務)

第4条 引率指導者が所属する事業所は、エコツアーを実施する場合、次の要件を備えなければならない

- (1) 損害賠償保険 1 事故 3 億円以上に加入していること。
- (2) 知床エコツアーリズムガイドラインを理解し遵守すること。
- (3) エコツアーに関する事故対応マニュアルを作成すること。
- (4) 事故等発生時に備え、必要な備品、救護品等を備えること。

(引率指導者の責務)

第5条 引率登録ガイドは次に掲げる責務を担う。

- (1) エコツアー参加者の安全確保に努めること。
- (2) 天候等その他必要なフィールド情報を収集し安全なツアーを催行すること。

(引率指導者の要件)

第6条 引率指導者は、協議会が別に定める以下の7項目の要件を備え、所定の手続きの下協議会が登録認定した者とする

- (1) 知床ガイド協議会の会員であること。
- (2) 「引率指導者認定確認用チェックシート」を理解し、遵守する旨署名捺印した者。
- (3) 知床エコツアーリズムガイドライン及び知床半島中央部地区利用の心得を理解した者。
- (4) ガイド歴 2 年以上(生業として有償のガイド)又はそれに準じる資格を有する者。

- (5) 本人又は所属事業所が損害賠償保険1事故3億円以上に加入している者。
- (6) 知床五湖冬期利用に関する事故対応マニュアルを引率指導者本人又は所属事業所が作成し、協議会が承認していること。
- (7) 知床五湖冬期利用に関する事前説明会を受講した者。なお、事業所の責任において代表者が受講することも可とする。

(天候急変時等の措置)

第7条 協議会及び引率指導者は、気象状態が次の(1)～(3)のいずれかに該当した場合、速やかに対応しなければならない。

- (1) 出発する時点で斜里町に大雪、暴風雪警報が発令されている場合はエコツアーを中止する。
- (2) 出発後においても気象台が発表する気象情報や気象予報に最大限留意するとともに関係者がその情報を共有し、出発後の気象状況の変化にも適切に対応する。
- (3) その他、エコツアー中に何らかの影響が生じると判断される場合にも適切に対応する。

(事故発生時の措置)

第8条 エコツアー中事故及び救助が必要な事態が発生したときは、引率指導者は直ちに必要な処置を講じた後、事故等の状況を判断し、協議会に通報するとともにその状況に応じて必要な処置を講じなければならない。

- (1) 協議会構成員は、利用者の安全を最優先に、全力をあげて事故等の処理にあたらなければならない。
- (2) 協議会事務局は、必要に応じて緊急時の連絡体制にしたがって、関係機関に事故等の概要を報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年12月16日から施行する。